

平成24年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定により、平成24年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を次のとおり使用する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、803,476千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定めるところによる。

平成25年1月26日適用

豊橋市長 佐原光一

別 表

歳 入

款	項	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入		千円 10,238,935	千円 803,476	千円 11,042,411
	1 事業収入	10,238,935	803,476	11,042,411
歳 入 合 計		10,957,000	803,476	11,760,476

歳 出

款	項	既 定 額	弾力条項適用額	計
1 競輪事業費		千円 10,760,404	千円 803,476	千円 11,563,880
	1 競輪開催費	10,760,404	803,476	11,563,880
歳 出 合 計		10,957,000	803,476	11,760,476

競輪事業特別会計

競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

1 歳 入

款 項 目	既 定 額	増加収入額	計
1 事 業 収 入	千円 10,238,935	千円 803,476	千円 11,042,411
1 事 業 収 入	10,238,935	803,476	11,042,411
2 勝者投票券 売 上 金	10,230,000	803,476	11,033,476
歳 入 合 計	10,957,000	803,476	11,760,476

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 勝者投票券 売上金	803,476	

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	弾力条項 適 用 額	計	弾力条項適用額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 競輪事業費	10,760,404	803,476	11,563,880	0	0	0	803,476
1 競輪開催費	10,760,404	803,476	11,563,880	0	0	0	803,476
2 開催 事業費	2,919,837	112,768	3,032,605	0	0	0	112,768
4 払戻金	7,672,500	690,708	8,363,208	0	0	0	690,708
歳 出 合 計	10,957,000	803,476	11,760,476	0	0	0	803,476

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
4 共 済 費	187	1. 競輪開催事業費 112,768 (1) 開催費 112,768 (イ) 競輪開催業務委託料 29,109 (オ) 一般諸経費 83,659
13 委 託 料	71,742	
19 負担金、補助 及び交付金	40,839	
23 償還金、利子 及び割引料	690,708	1. 勝者投票券払戻金 690,708